

五泉市農業委員会

令和4年 第3回 定例総会議事録

会議開催 令和4年3月24日(木) 午後3時00分
場 所 五泉市役所 4階 401 会議室

出席委員(17人)

1 番 渡辺 清滋	2 番 加藤 健一
3 番 江口 聡	4 番 渡邊 清司
5 番 高橋 甚一	
7 番 岩出 ノブ子	8 番 林 毅
9 番 亀山 公子	
11 番 阿部 伸由	12 番 渡邊 みのり
13 番 高岡 公衛	14 番 川村 孝雄
15 番 佐久間 公英	16 番 楯 英樹
17 番 地濃 潤一	18 番 松尾 タカ子
19 番 古田 常藏	

欠席委員(2人)

6 番 今井 聡	10 番 権平 孝男
----------	------------

関係説明者

局 長	鈴木 一弘	次 長	五十嵐 敦
村松事務所長	田中 正徳	係 長	阿部 隆
主 査	松村 徹		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地転用事業変更承認申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農

地利用集積計画について

議案第 5 号 事務局職員の任免について

8. 報告事項

報告第 1 号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画について

報告第 2 号 荒廃農地に係る非農地判断について

報告第 3 号 五泉市遊休農地対策補助金の結果報告について

報告第 4 号 五泉市遊休農地対策補助金交付要綱の見直しについて

司 会 それでは、ご案内の時間となりましたので只今から、令和 4 年第 3 回定例総会を開催いたします。

 会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第 4 条により議長として進行をお願い致します。

会 長 ～～あいさつ～～

議 長 ただいまから、令和 4 年 第 3 回総会を開会いたします。

 日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19 人中、17 人で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

 なお、6 番 今井聡 委員、10 番 権平孝男 委員より欠席の通告がありましたので報告いたします。

議 長 次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日 1 日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

 ～～「異議無し」の声あり～～

議 長 「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。

 次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員会会議規則第 13 条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、ご一任いただけますか。

 ～～「異議無し」の声あり～～

議 長 それでは、議席番号 2 番 加藤健一 委員、3 番 江口聡 委員をお願いします。

 また、議事録の記録員は、事務局 阿部係長をお願いします。

 続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。

 調査班の班長 12 番 渡邊みのり 委員から報告してもらいます。

調査班長（渡邊みのり 委員）

はい議長。議席番号 12 番、現地調査班 渡邊です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として 3 月の農地パトロールを実施しました。本日 9 時 00 分から私ほか、山崎 推進委員、森山 推進委員と事務局の田中所長、阿部係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、三本木、丸田、能代、二ツ柳、横町、寺沢 4 丁目、小山田、猿和田、赤海、論瀬、高山、一本杉、村松地区では、笹野町等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。

最初に、「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。
この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。
4 ページの議案番号 6 番は私が関係しますので、議事参与の制限により退室します。
議長を松尾 代理に交代します。

(古田 常蔵 会長 退室)

議長（松尾 会長代理）

議長を交代しました。

「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の議案番号 6 番について、事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

4 ページをご覧ください。番号 6 番は、売買での所有権移転の案件となります。

譲渡人の経営規模縮小のため、畑 3 筆、合計面積 550 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

14 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 （渡邊みのり 委員）

はい議長。説明いたします。番号 6 番は三本木地内の畑および休耕畑で特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の議案番号 6 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の議案番号 6 番は、原案のとおり決定されました。

古田 会長は入室してください。

（古田 常蔵 会長 入室）

議長（古田 会長）

議長を交代しました。

続きまして、「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の議案番号 6 番を除く案件について、事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第 3 条の規定による許可申請は、先ほどご審議いただいた案件を含め、総数 10 件で、売買が 6 件、賃貸借が 1 件、使用貸借が 3 件となります。

3 ページをご覧ください。番号 1 番は、売買での所有権移転の案件となります。

譲受人の経営規模拡大のため、田 1 筆、面積 254 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

9 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3 ページに戻っていただき、番号 2 番は、売買での所有権移転の案件となります。

譲受人の経営規模拡大のため、田 1 筆、面積 195 m²を議案書記載の金額で売買するものです。

10 ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3 ページに戻っていただき、番号3番は、売買での所有権移転の案件となります。

譲受人の経営規模拡大のため、田1筆、面積515㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

11 ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3 ページに戻っていただき、番号4番は、売買での所有権移転の案件となります。

譲渡人の経営規模縮小のため、畑1筆、面積382㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

12 ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3 ページに戻っていただき、番号5番は、売買での所有権移転の案件となります。

譲受人の経営規模拡大のため、田2筆、合計面積1,844㎡を議案書記載の金額で売買するものです。

13 ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

4 ページをご覧ください。番号7番は、賃貸借の案件となります。

譲渡人の経営規模縮小のため、畑3筆、合計面積1,734㎡を議案書記載の金額で貸借するものです。

15 ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

5 ページをご覧ください。番号8番は、使用貸借の案件となります。

譲受人の営規模拡大のため、田9筆、合計面積11,053㎡を無償で貸借するものです。

なお、譲受人の現在の経営面積が基準面積である50aを満たしておりませんが、許可後の経営面積は基準面積を超えるため申請を受理しました。

16 ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

6 ページをご覧ください。番号9番は、使用貸借の案件となります。

譲受人の経営規模拡大のため、田9筆、合計面積4,048㎡を無償で貸借するものです。

17 ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

8 ページをご覧ください。番号10番は、使用貸借の案件となります。

譲受人の経営規模拡大のため、田1筆、面積551㎡を無償で貸借するものです。

18 ページの審査表をご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長

ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (渡邊みのり 委員)

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は丸田地内の休耕田で、番号 2 番は丸田地内の休耕田、番号 3 番は丸田地内の休耕田で、番号 4 番は高山地内の田、番号 5 番は赤海地内の田で、番号 7 番は横町地内の田で、番号 8 番は論瀬地内の田、番号 9 番は小山田地内の休耕田で、番号 10 番は笹野町地内の休耕田でありました。

特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の議案番号 6 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」の議案番号 6 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 2 号 農地転用事業計画変更承認申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地転用事業変更承認申請は総数 1 件で、計画期間の変更となっております。21 ページをご覧ください。番号 1 番は現場事務所および休憩所、資材置場などとして令和 3 年 9 月に転用許可を受けておりましたが、期間の変更を行うものであります。

28 ページの審査表をご覧ください。許可区分については前回と変更なく「エ-(ア)-b-(c)」であります。

以上、ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 2 号 農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 2 号 農地転用事業計画変更承認申請について」は、原案のとおり承認されました。

続きまして、「議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地法第 5 条の規定による許可申請は、総数 3 件で、贈与 1 件、賃貸借 1 件、売買 1 件であります。

31 ページをご覧ください。番号 1 番は三本木 1 丁目地内の田 1 筆、面積 197 ㎡を個人住宅建築敷地とする永久転用案件で、親子間での贈与となります。

38 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エー(ア) - b - (c)」であります。

申請地は、三本木 1 丁目地内の都市計画用途地域内のため、第 3 種農地となります。第 3 種農地は転用を認めることとなっておりますので、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

31 ページに戻っていただき、番号 2 番から番号 4 番は一つの案件となります。猿和田地内の田 5 筆、合計面積 5,341 ㎡を砂利採取のための搬出入路および表土置場とする一時転用案件で、賃貸借となります。

45 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「ア - (イ) - c」であります。

申請地は、猿和田地内の農振農用地のため転用は認められておりませんが、一時転用については特例として認められております。

使用後に原形復旧することが前提となっており、周辺への影響も少ないと考えられるため、一時転用は止むを得ないものと判断いたしました。

32 ページをご覧ください。番号 3 番は三本木 2 丁目地内の田 1 筆、面積 651 ㎡を境内地の拡張、具体的には庭および駐車場とする永久転用案件で、売買となります。

52 ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「エー(ア) - b - (c)」であります。

申請地は、三本木 2 丁目地内の都市計画用途地域内のため、第 3 種農地となります。第 3 種農地は転用を認めることとなっておりますので、転用は止むを得ないものと判断いたしました。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (渡邊みのり 委員)

はい議長。説明いたします。

番号 1 番は三本木 1 丁目地内の休耕畑、番号 2 番は猿和田地内の田、番号 3 番は三本木 2 丁目地内の休耕畑で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。

「議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について」の、「あっせん審査委員会案件」についてお諮りします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。

57 ページと 58 ページの議案番号 3 番と 4 番は私が関係しますので、議事参与の制限により退室します。

議長を松尾 代理に交代します。

(古田 常藏 会長 退室)

議長 (松尾 会長代理)

議長を交代しました。

「あっせん審査委員会案件」の議案番号 3 番と 4 番について、事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

57 ページをご覧ください。令和 4 年 3 月 15 日火曜日に、あっせん審査委員会が開催され、議案番号 3 番と 4 番の内容について審議されました。

あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号 3 番と 4 番は売買の案件です。番号 3 番は、面積 479 m²、番号 3 番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。

番号 4 番は、面積 130 m²、番号 4 番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。

これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」の議案番号 3 番と 4 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」の議案番号 3 番と 4 番は、原案のとおり決定されました。古田 会長は入室してください。

(古田 常蔵 会長 入室)

議 長 (古田 会長)

議長を交代しました。

続きまして、59 ページの議案番号 8 番と 9 番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは「あっせん審査委員会案件」の議案番号 8 番と 9 番について事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。

59 ページをご覧ください。番号 8 番と 9 番は交換の案件です。

番号 8 番は合計面積 2,554 m²。番号 9 番は合計面積 2,490 m²。それぞれを交換し、所有権移転するものです。この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」の議案番号 8 番と 9 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」の議案番号 8 番と 9 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は、入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議 長 続きまして、「あっせん審査委員会案件」の番号 3 番と 4 番、8 番と 9 番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

55 ページからをご覧ください。今月は先程ご審議していただいたものを含め、9 件の申し出がありました。

番号1番から2番、5番から7番の内容については、令和4年3月15日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号1番、2番、5番は、売買の案件です。番号1番は、合計面積4,490㎡。番号2番は、合計面積2,538.91㎡。番号5番は、面積188㎡。番号5番は規定面積を満たしていませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

番号6番、7番は、交換の案件です。番号6番は、面積1,021㎡。番号7番は、面積1,021㎡。それぞれを交換し、所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「あっせん審査委員会案件」の番号3番と4番、8番と9番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」の「あっせん審査委員会案件」の番号3番と4番、8番と9番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続いて「通常案件」についてお諮りします。

この案件には委員が関係するものがありますので、そちらから先にお諮りします。69ページから73ページの議案番号11番から16番は、関係 委員が関係しますので、議事参与の制限により退室してください。

(関係 委員 退室)

議 長 それでは「通常案件」の議案番号11番から16番について事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。

69 ページをご覧ください。番号 11 番から 16 番は新規の利用権設定の案件です。番号 11 番は合計面積 2,107 m²。番号 12 番は合計面積 1,859 m²。

番号 13 番は合計面積 4,741 m²。番号 13 番は、未相続農地ですが、関係権利者の同意を得て、申出者を推定相続人代表として申請を受理しました。

番号 14 番は合計面積 2,347 m²。番号 15 番は合計面積 1,636 m²。

番号 16 番は合計面積 3,714 m²。番号 16 番は、未相続農地ですが、関係権利者の同意を得て、申出者を推定相続人代表として申請を受理しました。これらを議案書記載の金額で貸し借りするものです

この計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の議案番号 11 番から 16 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号 11 番から 16 番は、原案のとおり決定されました。関係 委員は、入室して下さい。

(関係 委員 入室)

議長 続きまして、74 ページの議案番号 19 番、137 ページの議案番号 83 番と 84 番は、本日の定例総会を傍聴されている農地利用最適化推進委員である、関係 推進委員が関係します。

自由な意見交換を担保するため、関係 推進委員におかれましては、恐れ入りますが一時退席をお願いいたします。

(関係 推進委員 退室)

議長 それでは「通常案件」の議案番号 19 番、83 番と 84 番について、事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

74 ページをご覧ください。番号 19 番は新規の利用権設定案件です。番号 19 番は、面積 2,834 m²。これらを議案書記載の金額で貸し借りするものです。

続きまして、137 ページをご覧ください。番号 83 番と 84 番につきましては、新規の利用権設定の案件です。番号 83 番は、面積 680 m²。番号 84 番は、面積 450 m²。

番号 83 番と 84 番は規定面積を満たしておりませんが、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。それぞれを使用貸借で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の議案番号 19 番、83 番と 84 番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号 19 番、83 番と 84 番は、原案のとおり決定されました。関係 推進委員は入室してください。

(関係 推進委員 入室)

議 長 続きまして、「通常案件」の議案番号 11 番から 16 番、議案番号 19 番、83 番と 84 番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。

先程、ご審議いただいたものを含め、今月の通常案件は 84 件、その内、賃貸借の新規は 19 件、再設定は 62 件、使用貸借の新規は 3 件の申し出がございました。

61 ページからをご覧ください。議案番号 11 番から 16 番、番号 19 番を除く、番号 1 番から 10 番、番号 17 番から 18 番は、新規の利用権設定案件です。

番号 1 番は、合計面積 2,281 m²。番号 2 番は、合計面積 17,840 m²。番号 3 番は、面積 40 m²。

番号 3 番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。

番号 4 番は、合計面積 6,125 m²。番号 5 番は、合計面積 4,649 m²。番号 6 番は、合計面積 2,852 m²。番号 7 番は、合計面積 7,001 m²。番号 8 番は、面積 3,470 m²。番号 9 番は、面積 188 m²。

番号 9 番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。

番号 10 番は、合計面積 2,010 m²。番号 17 番は、合計面積 1,849 m²。番号 18 番は、合計面積 11,146 m²。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして、75 ページをご覧ください。番号 20 番から 81 番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。

続きまして、137 ページをご覧ください。番号 82 番につきましては、新規の利用権設定の案件です。番号 82 番は、面積 992 m²。それぞれを使用貸借で貸し借りするものです。

これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の内容で適合します。第 3 項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「通常案件」の議案番号 11 番から 16 番、議案番号 19 番、83 番と 84 番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」の議案番号 11 番から 16 番、議案番号 19 番、83 番と 84 番を除く案件は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「農地中間管理事業案件」についてお諮りします。

事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査

松村主査 はい。議長説明いたします。

138 ページからをご覧ください。今月は、2 件の申し出がございました。番号 1 番から 2 番は、農地中間管理機構への貸貸借の案件となります。

番号 1 番は、合計面積 3,123 m²。番号 2 番は、合計面積 877 m²。それぞれを議案書記載の金額で貸し借りするものです。

今月は、総数 田 3,681 m²・畑 319 m²・計 4,000 m²を農地中間管理機構へ貸借します。これらの計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項による農地中間管理権を設定するものであり、同法第 8 条第 3 項の事業規定に含まれるものであります。事務規定の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。

「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 5 号 事務局職員の任免について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

局 長 はい議長。

議 長 局長。

局 長 それでは机上配布された資料をご覧ください。

今回は 3 名の異動がございます。まず私が退職となります。代わりに、スポーツ推進課長の山口課長が転入する予定です。

あと、村松事務所長の田中所長が市民課へ転出となり、代わりに環境保全課の本間

係長が転入いたします。それから本庁の農政係の安中主査が転出となりますので、代わりに現在新潟市に派遣している大内主事が転入します。以上3名の異動になります。以上です。

議 長 ありがとうございます。事務局職員は退室して下さい。

（事務局職員 退室）

議 長 事務局職員の任免について私から説明申し上げます。
（会長から市長協議の内容等を含めて情報提供）

～～質疑応答～～

議 長 それでは、採決を行います。
「議第5号 事務局職員の任免について」承認される方は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第5号 事務局職員の任免について」は、原案のとおり決定されました。
事務局職員は入室して下さい。

（事務局職員 入室）

議 長 続きまして、日程8「報告事項」に入ります。
「報告第1号 農地中間管理事業による農用地利用配分計画について」事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい議長報告いたします。

147 ページからをご覧ください。第2回定例総会において議決され、農地中間管理機構へ貸付されました農地について、農用地利用配分計画を報告いたします。番号1番から4番は、賃貸借の案件となります。

番号1番は、合計面積4,025㎡。番号2番は、合計面積3,016㎡。番号3番は、合計面積6,544㎡。番号4番は、合計面積12,793㎡。それぞれを議案書記載の金額で貸し借りするものです。

以上報告いたします。

議 長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無いようでしたら、続きまして、「報告第 2 号 荒廃農地に係る非農地判断について」事務局より説明をお願いします。

田中所長 はい、議長。

議 長 田中所長。

田中所長 はい、議長。説明します。

議案書 157 ページをご覧ください。1 月総会で提案し承認いただきました、中山間地の非農地化処理につきまして、表の①、橋田地区の 58 名、153 筆、66,199.50 m²を対象に、非農地通知書を 2 月 10 日付で会長名で郵送いたしました。

表の②のとおり、1 名の方から申し出があり、2 筆、303 m²が農地の状態であることを確認し、表の③のとおり、57 名、151 筆、65,896.50 m²の農地を非農地として農地管理台帳から除外することとなったことを報告いたします。

この総会后、3 月末までに除外処理を終える予定となっております。以上であります。

議 長 ありがとうございました。ただいまの説明につきましてご質問はございませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無いようでしたら、続きまして、「報告第 3 号 五泉市遊休農地対策補助金の結果報告について」事務局より説明をお願いします。

田中所長 はい、議長。

議 長 田中所長。

田中所長 はい議長、説明いたします。

161 ページをご覧ください。今年度は、13 件の申請がありました。

耕起に対する補助額は、1,000 m²当り 3,000 円で、5 件、14,689 m²に対し 44,067 円を交付し、作付までの補助額は、1,000 m²当り 5,000 円で、8 件、26,054 m²に対し、130,260 円を交付いたしました。

合計は 13 件、40,743 m²、174,327 円となりました。以上報告いたします。

議 長 ありがとうございました。ただいまの説明につきましてご質問はございませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無いようでしたら、続きまして、「報告第 4 号 五泉市遊休農地対策補助金交付要綱の見直しについて」事務局より説明をお願いします。

田中所長 はい、議長。

議 長 田中所長。

田中所長 はい説明します。

135 ページを確認下さい。五泉市の補助金制度は、3 年に 1 度検証と見直しをすることが定められております。

遊休農地対策補助金もその時期となったため、事務局・役員会において検討し、昨年の 10 月定例総会でご報告したとおり、次年度以降も継続するものの、令和 4 年度からは、補助金は対象農地に 1 回限りの交付とすることとなりました。

これに基づきまして、補助金の交付要綱、第 5 条について、下線が引いてある箇所の改正を行ったことを報告いたします。

168 ページに新旧対照表を添付しております。なお、169 ページ、170 ページのとおり、回覧用のチラシもお手元にご用意しましたので、配布をお願いいたします。

また、このチラシは本庁、村松支所の窓口にも用意してあります。以上となります。

議 長 ありがとうございました。ただいまの説明につきましてご質問はございませんか。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告事項を終了いたします。

以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。これをもちまして、令和 4 年第 3 回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後 4 時 00 分 閉会)